

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記	○	
①	②	③	④	⑤	⑥

※該当箇所に ☒ レ すること。

- (ふりがな) りっけんみんしゅとうさんぎいんひれいだい9そうしふ
- 1 政治団体の名称 立憲民主党参議院比例第9総支部
- 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台3-6
- 3 代表者の氏名 吉川 沙織
- 4 会計責任者の氏名 松本 雄三

政治団体の区分	
☐ 政	党
☒ 政	党の支部
☐ 政	政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2	第1項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
全国(2都道府県以上)	

5 令和 5 年分

団体コード	1	3	2	0	0	6	6	0	4	W	2	0	2	0
前年繰越額	33,819,257 円													

事務担当者の氏名

電話番号

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類 (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 吉川 沙織	
公職の種類 参議院議員 (現・候)	

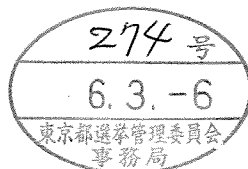
(※) 資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込



0042

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	44,345,037
(前年からの繰越額)	33,819,257
(本年の収入額)	10,525,780
支 出 総 額	3,841,149
翌年への繰越額	40,503,888

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	525,500
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	1,051

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	立憲民主党本部	2,500,000	R5/4/21	東京都千代田区永田町1-11-1	
2	立憲民主党本部	2,500,000	R5/7/21	東京都千代田区永田町1-11-1	
3	立憲民主党本部	2,500,000	R5/10/20	東京都千代田区永田町1-11-1	
4	立憲民主党本部	2,500,000	R5/12/4	東京都千代田区永田町1-11-1	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	こ の 頁 の 小 計	10,000,000			
	合 計	10,000,000			

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	280	
	合 計	280	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	107, 113	0	
(4) 事 務 所 費	659, 944	0	
小 計	767, 057	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	628, 876	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2, 445, 216	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	2, 322, 969	0	
イ 宣 伝 事 業 費	122, 247	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	3, 074, 092	0	
合 計	3, 841, 149		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	PCソフト12ヶ月版	72,280	R5/7/18	(株) ビックカメラ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	72,280				
	そ の 他 の 支 出	34,833				
	合 計	107,113				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	賃室料金(2023年2月分)	19,800	R5/1/23	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
2	賃室料金(2023年3月分)	19,800	R5/1/23	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
3	複合機訪問作業等費用	48,400	R5/2/6	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
4	賃室料金(2023年4月分)	19,800	R5/3/7	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
5	賃室料金(2023年5月分)	19,800	R5/3/7	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
6	賃室料金(2023年6月分)	19,800	R5/5/22	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
7	賃室料金(2023年7月分)	19,800	R5/5/22	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
8	賃室料金(2023年8月分)	19,800	R5/7/6	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
9	賃室料金(2023年9月分)	19,800	R5/7/6	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
10	複合機プリント料金	13,033	R5/8/7	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
11	賃室料金(2023年10月分)	19,800	R5/10/3	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
12	賃室料金(2023年11月分)	19,800	R5/10/3	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
13	賃室料金(2023年12月分)	19,800	R5/11/10	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
14	賃室料金(2024年1月分)	19,800	R5/11/10	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
15	政治資金監査報酬	89,811	R5/3/20	川崎公認会計士税理士事務所	東京都千代田区神田三崎町2-20-7-506	
	こ の 頁 の 小 計	388,844				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	ため書き（筆耕）	19,712	R5/1/23	(株)日本橋紫山堂（岩本町営業所）	東京都千代田区岩本町2-14-9	
17	為書き印刷代	49,390	R5/3/6	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
18	ため書き筆耕料	12,936	R5/4/12	(株)日本橋紫山堂	東京都中央区日本橋小舟町2-10-4F	
19	為書き印刷代	67,760	R5/4/26	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
20	為書き印刷代	21,230	R5/11/21	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
21	ため書き筆耕代	19,712	R5/12/6	(株)日本橋紫山堂	東京都中央区日本橋小舟町2-10-4F	
22						
	こ の 頁 の 小 計	190,740				
	そ の 他 の 支 出	80,360				
	合 計	659,944				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	出張宿泊費	10,800	R5/3/30	ホテルサンルート徳島	徳島県徳島市元町1丁目5-1	
2	出張宿泊費	13,150	R5/4/9	ドーミーイン大分	大分県大分市末広町1-2-1	
3	出張宿泊費	16,000	R5/4/15	コンフォートホテル高知	高知県高知市北本町2丁目2-12	
4	出張宿泊費	10,300	R5/4/22	ホテルサンルート徳島	徳島県徳島市元町1丁目5-1	
5	タクシー代	10,990	R5/6/10	国際自動車(株) 吉祥寺営業所	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-29-2	
6	出張宿泊費	18,700	R5/7/26	ホテルグランヴィア広島	広島県広島市南区松原町1-5	
7	タクシー代	16,930	R5/7/27	つばめ交通(株)	広島県広島市東区牛田本町4-5-10	
8	出張宿泊費	14,750	R5/7/29	ANAクラウンプラザホテル松山	愛媛県松山市一番町3-2-1	
9	出張宿泊費	14,120	R5/8/1	ドーミーインPREMIUM京都駅前	京都府京都市下京区東塩小路町558-8	
10	タクシー代	11,080	R5/9/16	ラッキータクシー(株)	東京都板橋区上板橋2-11-12	
11	出張宿泊費	11,680	R5/10/4	ホテルサンルート徳島	徳島県徳島市元町1丁目5-1	
12	タクシー代	15,990	R5/10/6	国際興業大阪 神戸営業所	兵庫県神戸市中央区港島3-7-2	
13	タクシー代	10,490	R5/10/15	吉野川タクシー(有)	徳島県徳島市川内町平石若宮8-6	
14	出張宿泊費	17,350	R5/10/19	ドーミーインPREMIUM京都駅前	京都府京都市下京区東塩小路町558-8	
15	出張宿泊費	10,800	R5/10/21	ホテルサンルート徳島	徳島県徳島市元町1丁目5-1	
	こ の 頁 の 小 計	203,130				
	そ の 他 の 支 出	425,746				
	合 計	628,876				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	機関紙誌の発行	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	立憲民主号外印刷代	523,600	R5/3/6	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
2	封筒代	170,900	R5/3/6	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
3	立憲民主号外発送費	663,828	R5/3/6	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
4	号外印刷代	330,137	R5/11/21	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
5	封筒代	111,997	R5/11/21	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
6	号外送料及び発送作業代	522,507	R5/11/21	株式会社 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2,322,969				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	2,322,969				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	SD-01プラン(6カ月) 2023年5月～10月利用分	10, 276	R5/4/18	GMOインターネットグループ株式 会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリア ンタワー	
2	SD-01プラン(6カ月) 2023年11月～2024年4月利 用分	10, 276	R5/10/18	GMOインターネットグループ株式 会社	東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリア ンタワー	
3	クロジカ利用料金 (2023年10月30日～2024年 10月30日)	62, 095	R5/11/10	TOWN株式会社(クロジカ)	東京都中央区新富1-8-9 +SHIFT GINZA EAST 7F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
そ の 他 の 支 出		39, 600				
合 計		122, 247				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2月 29日

政治団体の名称 立憲民主党参議院比例第9総支部

会計責任者の氏名 松本 雄三



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和 6 年 2 月 29 日

立憲民主党参議院比例第 9 総支部

代表 吉川 沙織 殿

登録政治資金監査人

川崎 修三

登録番号 第 121 号
研修修了年月日 平成 20 年 12 月 18 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、立憲民主党参議院比例第 9 総支部の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党参議院比例第 9 総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿および領収書等が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、立憲民主党参議院比例第 9 総支部に係る明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
 - (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

立憲民主党参議院比例第 9 総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党参議院比例第 9 総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上